



# 鳥取県公報

平成15年12月24日(水)  
第7547号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による認証事務の委任（765）（行政経営推進課）..... 1
	土地改良区の役員の就任（766）（耕地課）..... 1
	県道の区域の変更（767）（道路課）..... 2
	県道の供用の開始（768）（"）..... 2
選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数（95）..... 2
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定（都市計画課）..... 3

## 告 示

### 鳥取県告示第765号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第34条第1項の規定に基づき、認証事務を次のとおり委任したので、同法第38条第1項の規定により告示する。

平成15年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 委任の相手  
財団法人自治体衛星通信機構
- 委任年月日  
平成15年12月5日

### 鳥取県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 三 原 篤 美 西伯郡会見町三崎160

平成15年11月27日就任 任期平成18年1月26日まで

**鳥取県告示第767号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年12月24日から3週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉 吉線	倉吉市上余戸字奥小山587 - 293地先から同市下 余戸字稲岡155 - 1地先まで	変更前	5.6 ~ 38.0	405.0
		変更後	9.0 ~ 51.5	409.0
青谷停車場 井手線	気高郡青谷町大字青谷字上寺地4220 - 1地先か ら同大字字飯田4372 - 4地先まで	変更前	23.0 ~ 32.5	284.0
		変更後	23.7 ~ 31.6	284.0

**鳥取県告示第768号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年12月24日から3週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉 吉線	倉吉市上余戸字奥小山587 - 293地先から同市下 余戸字稲岡155 - 1地先まで	平成15年12月25日
青谷停車場 井手線	気高郡青谷町大字青谷字上寺地4220 - 1地先か ら同大字字飯田4372 - 4地先まで	平成15年12月25日

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第95号**

平成15年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,626であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成15年12月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取市通勤圏域パークアンドライド（社会実験）事前検討業務委託
- (2) 業務場所 鳥取県内
- (3) 業務内容

公共交通機関の利用の促進を目的として、自家用の自動車を利用して自宅と市街地近郊の交通結接点に設けられた駐車場とを往復し、当該駐車場と市街地との往復にバス、列車等の公共交通機関を利用するシステム（以下「パークアンドライド」という。）を推進するに当たり、鳥取市の通勤圏域で平成16年度に社会実験を実施するため、事前調査を行うことにより実施方法を立案するものである。

### (4) 業務の詳細

- ア 鳥取都市圏交通円滑化方策調査の結果及び県外のパークアンドライドの実施例の分析
- イ 鳥取市の通勤圏域における通勤の実態の分析及び整理
- ウ 現在の公共交通機関別の発着時刻、時間当たりの発着台数等の把握
- エ バス停及び鉄道駅の付近の駐車場の利用状況の調査及び駐車場として利用又は活用しうる土地の抽出
- オ 実施が可能な地域別の施策の分析及び整理
- カ パークアンドライドに係る社会実験の実施方法案の作成

### (5) 履行期間 契約日から60日間

- (6) 委 託 料 3,500千円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）程度を上限とする。

### 2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年12月24日（水）から平成16年1月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から平成16年1月7日（水）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している自家用の自動車を利用して通勤をする者の交通

手段の変更を促すことにより道路の交通混雑を緩和する手法の体系（交通需要マネジメント）に係る調査解析業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(6) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有すること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤技術部門の要員（以下「技術士」という。）を30名以上有すること。

(7) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(6)のイに掲げる基準を満たしていること。

(8) 次に掲げる基準のすべてを満たす技術者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置することができる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 同種業務を管理技術者又は照査技術者として実施した実績を有すること。

イ 技術士又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、都市計画及び地方計画部門に係る登録を受けている者であること。

### 3 参加表明書の審査

(1) 企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）は、本庁委員会で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

ア 同種業務の実績

イ 本件業務に係る組織体制

ウ 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

(2) 次に掲げる者は、提案者として選定しない。

ア 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者

イ 経営内容が著しく不健全であると認められる者

ウ 業務の処理体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

エ 発注者の内部事情に精通した者を擁する者その他その者を選定をすると当該選定の公平性に疑義を生じることがあると認められる者

### 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者で構成する鳥取市通勤圏域パークアンドライド（社会実験）事前検討業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で下記の事項について行う。

(1) 鳥取市の通勤圏域の特色を活かした実験案の内容

(2) 公共交通機関の利用の促進に対し有効な実験案の内容

(3) 公共交通機関の利用の促進による通勤時の道路の渋滞の緩和の効果の把握が可能な実験案の内容

(4) 本件業務の概算見積額

### 5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、指名審査委員会で下記の事項を総合的に勘案して行う。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価

(2) 業務実績及び業務遂行体制

(3) 配置予定技術者

(4) 実施計画

### 6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出及び問合せ先）

鳥取県県土整備部都市計画課計画係（鳥取県庁本庁舎5階）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857 - 26 - 7366

- (2) 鳥取市通勤圏域パークアンドライド（社会実験）事前検討業務委託に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年12月24日（水）から平成16年1月7日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

提案者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

提案者に選定された者に、別途通知する。

- (5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5の選定においてその者に次いで優れていると認められた者と順次契約の交渉を行う。

なお、企画提案書の内容に関し、表会員の意見が付帯された場合、契約締結の交渉において当該企画提案書の内容の修正に関する協議を行う。

8 その他

- (1) 契約書の要否

要

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。